

商店街再起支援事業補助金 申請のご案内

埼玉県産業労働部
商業・サービス産業支援課

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の拡大への対応として、新しい生活様式への移行が求められる中、県内商店街の事業継続及び消費者が安心して商品を購入できる仕組みを構築する商店街等の取組を支援するものです。この取組に要する経費の一部を県が補助します。

2 事業内容(補助概要)

(1) 補助対象者：商店街、商業者グループ※、商工団体(商工会議所・商工会)

※中小商業者(中小企業支援法第2条第1項で規定する中小企業者をいう。)が組織する、規約等により代表者が定められたグループで、財産の管理等を適正に行うことができる団体。

(注) 埼玉県業種別組合等応援補助金に採択された団体は対象となりません。

(2) 補助率：対象経費の 4分の3以内

(3) 補助上限額：下記のとおり(加盟店舗数等により上限額が異なります。)

| 加盟店舗数等 | 上限額 |
|---------|------|
| 20店舗未満 | 30万円 |
| 20～59店舗 | 40万円 |
| 60～99店舗 | 50万円 |
| 100店舗以上 | 60万円 |

* (4) 補助対象経費のオに該当する場合、各上限額を 最大50万円増額。

(4) 補助対象経費(要綱第4条、要綱別表関係)

- ア 店舗、商店街の街路など共有スペースの消毒、来客用の消毒液設置など消毒の実施に要する経費
- イ マスク、手袋など従業員の装備に要する経費
- ウ 予約配送の仕組み、予約システムなどの導入に要する経費
- エ 仕切り設置、陳列の覆い、ソーシャルディスタンスの確保など接触を避ける仕組みの導入に要する経費
- オ 商品の共同受け渡し拠点など商店街の複数店舗が利用するものであり、かつ新しい生活様式に沿った多様な購買方法を実現するための施設整備、備品の購入に要する経費

注1：オに係る経費分のみ、補助上限額を最大で50万円増額する。

(例) 加盟店舗100店舗以上の商店街組織が総事業費120万円(広報費用①80万円、共同受け渡し拠点施設整備費用②が40万円)の事業を実施する場合、補助上限額の増額分は②40万円×3/4=30万円となる。(①80万円×3/4=60万円と合わせて合計90万円を交付)

注2：複数店舗が共同で宅配または移動販売専用の車両等を購入する場合は以下のとおりとする。

- ・車両の名義は、交付決定を受けた者の名義で登録する。
(事業実施主体が法人格を持たない場合、代表者の個人名義で登録する。)
- ・購入した車両は必ず資産計上する。
- ・補助事業で取り組む業務のみに使用したことがわかるよう車両運行日誌を作成して、実績報告時に提出する。
- ・目的外使用(宅配または移動販売等以外への転用、個人的利用等)は、一切禁止とする。
(補助金適正化法上、目的外使用をした者には罰則が科される。)

カ キャッシュレス決済に要する経費

キ クラウドファンディングの手数料

※「新しい生活様式」に沿った事業を目的とするものに限る

ク 感染症対策や彩の国「新しい生活様式」安心宣言など商店街の安心に係る情報発信に要する経費

ケ その他接触機会の低減など感染症に配慮しつつ、販売に繋がる取組に必要な経費

※「新しい生活様式」に沿った方法で実施するまちゼミやまちバルなどのイベント、飲食店のテラス営業等のための道路占用許可基準の緩和措置(国土交通省 R2.6.5~)を利用した取組等

以下の経費は補助対象となりません。

■ 間接的な経費

損害保険料、組織運営費(給与・手当含む)、他の用途にも使用する事務用機器や消耗品の購入費など

■ 景品、商品券のプレミアム(上乘せ)分への充当経費、食材等材料費など (景品：取引を条件として提供する付録、記念品、賞品、割引料など)

■ 旅費、飲食費

飲食代(茶菓代含む)、役職員の出張等に係る交通費、バス等借上料など

■ パソコン、プリンター及び周辺機器

*他の用途での使用(目的外使用)がないと判断できる場合には、補助対象となることがあります。